

名古屋港管理組合公報

平成20年7月15日
(火曜日)
第419号

目 次 告 示

| | |
|---------------|---|
| ○港湾施設の変更 | 1 |
| 監査公表 | |
| ○措置通知の公表 | 2 |
| 審議会事項 | |
| ○名古屋港審議会委員の任免 | 2 |

告 示

名古屋港管理組合告示第23号

次の港湾施設は、平成20年7月15日から次のとおり変更する。

平成20年7月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

○ 施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

| 名 称 (括弧内は、その略称) | 等級 | 位 置 | 面 積 | 区 画 |
|-----------------------|--------|---------|-----------------|------|
| 空見ふ頭北C荷さばき地 (空見北C) | 3 級 | 97号岸壁隣接 | 2,086 平方メートル | 図による |

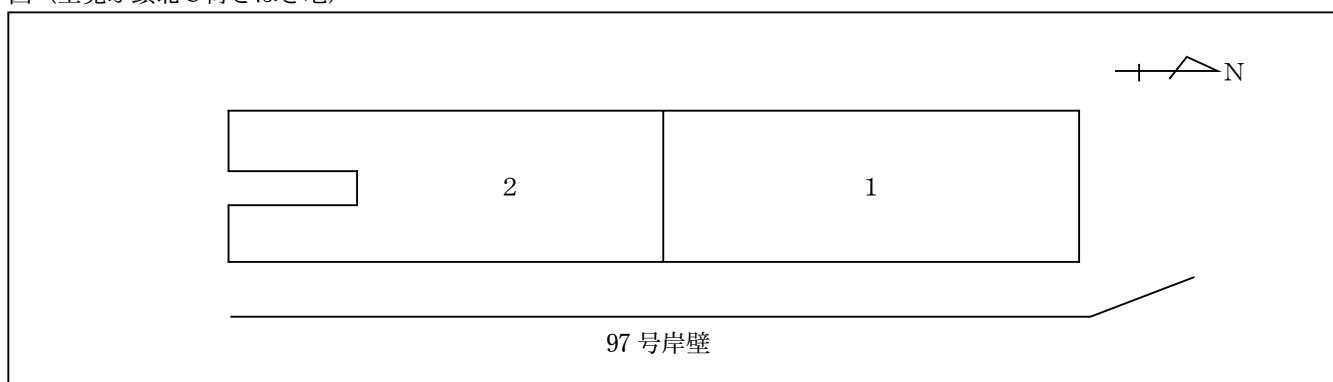
(図は省略)

○ 変更後

区画を定めた荷さばき地

| 名 称 (括弧内は、その略称) | 等級 | 位 置 | 面 積 | 区 画 |
|-----------------------|--------|---------|-----------------|------|
| 空見ふ頭北C荷さばき地 (空見北C) | 3 級 | 97号岸壁隣接 | 2,070 平方メートル | 図による |

○ 図(空見ふ頭北C荷さばき地)



備考

1 数字は、区画の名称を示す。

2 空見北Cの区画の面積は、1は1,060平方メートル、2は1,010平方メートルである。

監査公表

監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成20年7月15日

| | |
|--------------|-------|
| 名古屋港管理組合監査委員 | 堀場 章 |
| 同 | 吉井 信雄 |
| 同 | 深谷 憲彦 |

平成20年監査公表第1号分

| 監査結果 | 措置 |
|--|--|
| (1) 指摘事項 支出事務 超過勤務手当において、過支給となつてゐるものがあつた。 該当箇所 総務部、建設部 | (1) 指摘事項 支出事務 総務部 過支給については平成20年2月1日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、複数回の計算確認や複数人による事務処理チェックを徹底する。 建設部 過支給については、3課所が該当し、平成20年2月28日及び3月7日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図るとともに、複数職員のチェックにより確認を徹底することとする。 |
| (2) 注意事項 契約事務 ア 契約事務において、「競争入札に適しない」とを理由とする随意契約が多く見受けられるが、可能な限り競争原理を働かせることにより、経済性及び透明性をより期待できる契約方法を検討されたい。 該当箇所 総務部、建設部 | (2) 注意事項 契約事務 ア 総務部 随意契約については、金額、業務内容等を勘案し、できるだけ多くの業者が参加できるよう契約方法の見直しを行っていく。 建設部 随意契約については、今後、広く業者を選定するよう努力し、可能な限り指名競争入札を行うこととする。 また、プロポーザル方式の採用を検討している。 |
| イ 工事請負契約の変更 | イ 契約の変更に当たつ |

において、契約目的の同一性が失われているものが見受けられたので、今後、契約の変更に当たっては、内容を十分精査した上、その必然性を慎重に判断し、実施されたい。

該当箇所 建設部

ては、原設計の内容を十分把握し精査したうえで、適正に行うこととする。

審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

| | |
|-------|---------|
| 木村 孜 | (6月12日) |
| 赤尾 陽彦 | (同) |
| 諸隈修身 | (同) |
| 小出典聖 | (同) |

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

| | |
|--------|---------|
| 新田 征志郎 | (6月23日) |
| 八木嘉幸 | (同) |
| 浜田一徳 | (同) |
| ひざわ孝彦 | (同) |

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合